

『そうしん法人インターネットバンキング（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定）』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>第3条 利用申込および利用開始</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 利用申込および利用開始 ← (削除)</p> <p>ご契約先からそうしん法人インターネットバンキングの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付します。 なお、ご契約先はそうしん法人インターネットバンキングの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。 トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、金庫所定の登録画面に入力された「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。</p> <p>3. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 トークンの利用期限 ワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なおトークンの電池残量が一定量以下となるとトークンの液晶表示が薄くなってきますので、トークンの電池残量が少なくなった場合、またはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、トークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。（略）</p>	<p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>第3条 利用申込および利用開始</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 利用申込および利用開始 ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。 ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付します。 ご契約先はしんきん法人インターネットバンキングの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。 トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワードを入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。</p> <p>← (新規追加)</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 トークンの利用期限 ワンタイムパスワードの利用期限は、トークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、トークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。（略）</p>

『そうしん法人インターネットバンキング（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定）』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 ～ 第8条 （略）</p> <p>第9条 本サービスの解約等</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、<u>または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>第10条 <u>譲渡・質入等の禁止等</u> (略)</p> <p>第11条 規定等の<u>適用</u> (略)</p> <p>第12条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫ホームページでの表示、店頭表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>	<p>第6条 ～ 第8条 （略）</p> <p>第9条 本サービスの解約等</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、<u>当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>第10条 <u>譲渡・質入の禁止</u> (略)</p> <p>第11条 規定等の<u>準用</u> (略)</p> <p>第12条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>ご契約先に事前に通知することなく当金庫ホームページその他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>